

王寺町児童家庭相談システム機器等の賃貸借業務に係る質問書への回答

質問提出者	No.	項目	質問事項	回答
A	1	仕様書p.2 4.業務内容 (1) ハードウェアの導入⑤	「クライアント端末及びプリンターは既存の機器を利用する。」とありますが、既設のプリンターは両面印刷、A3印刷も可能ですか。	可能です。
	2	機能要件一覧表 NO71	「相談方法として「入電」「架電」「来所」「訪問」などの種別を選択できること。」とありますが、弊社システムでは相談方法としては「入電」「架電」ではなく「電話」として管理し、相談の概要部分等で「入電」「架電」を管理いただく仕組みですが、この内容で問題ないですか。	問題ありません。
	3	プロポーザル実施要領 p.2 2.業務概要 (4) 履行期間 (エ)	「契約期間満了後の賃貸借物件の取扱いについて：別途協議の上決定する」とありますが、見積金額の積算や落札後の社内手続きに影響が生じますので、いずれかのご指定をお願いします。 ①満了後貴町に無償譲渡、②満了後、HDDに記録されたデータは消去済みの状態の賃貸借物件を受注者が引取り、③満了後受注者が引取り。(HDDに記録されたデータについては、引取り後に受注者がデータ消去用ソフトウェアにて消去)	基本的に②と考えますが、継続してリースをする可能性もあるので、その際は協議するものとします。
	4	プロポーザル実施要領 p.4 4.業務委託業者 選定方法概要 (4) 企画提案書、見積書等の提出	連名により企画提案書を提出する場合でも、様式2_誓約書および様式3_同種業務実績確認調書は代表事業者のみの提出でよろしいですか。	代表事業者のみ提出してください。
	5	(様式6)経費見積書の様式について	各年度の枠が令和5年度から令和9年度までとなっていますが、プロポーザル実施要領2.業務概要(4)履行期間(イ)システム機器リース期間では、令和6年3月1日から令和11年2月28日まで(予定)とありますので、経費見積書についても令和5年度から令和10年度までに改めさせていただいてよろしいですか。	令和5年度から令和10年度までに改めてください。